

資料

養育開始に関する
スイスの
新連邦令と解説

松倉耕作

目次

- 1 はしがき
- 2 新・養育開始令の条文訳とコメント

1 はしがき

第1に、対象とする新連邦令につき、「改正」部分の邦訳は、すでに終えている（本誌34号掲載）。同稿と本稿では、つぎのような違いがある。

①本稿では、条文のほかに簡潔なコメントを付している。タイトルに「解説」と明記したのは、その趣旨である。

②対象とする連邦令が、すでに施行されている連邦令であることから訳出を急ぎ、前稿では改正部分の条文を示すにとどめている。本稿では、未訳（未改正）の部分も、訳出している。対象とする条文がなくては、読者からみれば、コメントの意味がないからである。

第2に、対象とする「養育子令」は、民法に規定される「養子縁組法」を補足する極めて重要な法令の一つである（関連する3つの特別法令については、後述する）。その意味で、同法令の最新の状況を示しておく必要がある。ちなみに、養子縁組法については、目下、改正作業が進んでいる。これについては、別稿が存在する（拙稿「2014年11月28日付け、スイス養子縁組法に関する政府草案」本誌33号、2015年、を参照されたい）。

第3に、文献の数について、ひとこと触れておこう。誤解する読者が多いと思われるからである。スイスでは、ドイツやフランスに比べて、民法に関する文献も著しく乏しいが、本連邦令のような特別法となると、文献はないに等しい。それを証するため、最新の文献を示しておこう。本稿の対象とする「養育子令」についていえば、たとえば、民法に関する最も新しいパーゼラー・コンメンタール（第5版、2014年発行、全2801頁）においても、上記の連邦令についての記述は、養子縁組についての記述のなかで、わずかに1頁（1494頁に記述される）充てられているにすぎない。

最後に、今回かなり大幅な改正がなされているが、旧規定をそのまま承継した部分も少なくない。改正を受けた部分についても、旧法制についての知識を必要とするのは、当然のことである。拙著『概説スイス親子法』1995年、信山社、235頁－272頁において「養育開始令」の説明に充てているので、参照していただきたい（同じく「養育開始令」の条文訳についても、291頁－299頁に収録している）。

(1) 養育子令の射程

養育子令の制定根拠となるのが、民法316条2項である。（親子法との結びつきについては、拙著『概説スイス親子法』前掲、237頁に譲る。以下では、『概説』と略記する）。

養育子令の基本法にあたる民法の第316条「養育子の監督」では、つぎのように規定される。

1 子を養育しようとする者は、子の住所地の後見官庁にまたはカントン法により指定され

る機関の許可を必要とし、これら機関の監督に服する。

2 「前項の規定に関する」執行規定は、連邦評議会が定める。

上記の2項に基づき、1977年に規定されたのが、当初の連邦令である。民法の子の保護に関する規定と、連邦令の適用範囲に限定して、少し補足しておこう。

まず、子の保護規定は、親の世話（＝親権）に服するすべの子に適用される。親の世話についての官庁の介入は、①適切な措置（民307条）、②補佐（同308条）、③父母の監護の廃止（同310条）、④親の世話の剥奪（同311条－312条）の順に行われる。子の保護に関する規定の適用は、親の世話の剥奪を例外として、後見官庁の管轄に属する（世話権の剥奪は後見監督官庁の管轄に属する）。

養育子令は、とくに父母の家庭外で成育する子のために、「養育子監督」という制度を設けたのである。民法上の子の保護の規定は、父母の家庭で育つ子のみならず、その家庭外で成育する子にも適用される。その意味で、「養育子令」は、民法の特則にあたる。

父母の家庭外・世帯外で子が養育される場合にあっては、子の福祉につき危険が生じる危険が増すことがあるので、「養育子監督」という制度が必要になる。養育子監督は、現実具体的な危険が存在する場合のみを射程に置くのではなく、一般的な予防的コントロールが期待されている（その余の詳細については、拙著『概説』前掲237頁以下を参照）。

（2）養育子令制定の目的

養育子令制定の目的は、旧令（当初の連邦令）の立法資料がつぎの4点に要約している（拙著『概説』前掲241頁を参照）。

第1に、民法の「子の保護」についての規定（307条以下）の特則として、父母の家庭外で養育される子の保護に役立つことを目的とする。

第2に、子の保護措置という制度は、旧法では父母の義務違反的態度（旧民283条）を、新法では子の福祉への危険（新307条）を、それぞれ

の要件としている。これを前提として、養育子監督の制度は、父母の家庭外で養育されるすべての子の、一般的かつ予防的な保護を目的とする。言い換えれば、この制度は、通常の子の保護制度に対立するものではなく、子が著しく危険にさらされている場面では、子の保護を補充するものである。

第3に、養育子監督の制度は、人的適用範囲についていえば、通常の子の保護制度（民307条以下）よりも広い。同制度では、①親の保護・監護に服する子である、②後見に服する子である、③少年法上の手続による未成年子である、などの、いわゆる他人養育の開始にも適用される。これに対して、事物的には、有害な他人養育からの保護に制限されている。その意味で、民法より適用場面が狭い。

第4に、通常の子の保護に係わる規定が、養育子に拡張されて適用があることが、注目される。たとえば、民法307条2項・3項、310条1項・3項、315条2項では、その旨が明示されている。わけでも、①子が比較的長く養育親のもとで暮らし、父母による子の取り戻しが子の精神的発達にとり著しく危険となるときには、子のとり戻しが禁止される、②子を保護するための措置をとるための、養育親の住所地での後見官庁の土地管轄（民315条2項）を認めたことが注目される。

最後に、3種の養育子について、および総則1条－3条まででは、許可制と監督、許可後の事情の変更、管轄、カントン法による留保、などが規定される（拙著『概説』前掲243頁以下）。

（3）縁組に係わる3つの特別法令

これまでの拙稿において何度も指摘していることであるが、養子縁組に係わる法令としては、民法典中の養子縁組に係わる規定（民264条－269条cの規定）のほかに、下記の3つの特別法令が存在する。スイスの養子縁組制度を理解するには、少なくとも下記の①・②についての知識も必要である。

下記③に示した国際条約を除けば、縁組関連の連邦令は、下記の2令が存在する。文献にお

いて触れられるおりには、下記の略称で示されることが多いので、まず略称を示して、補足説明を加えておこう。

①先行制定の「養子縁組令」 AdoV AS 2011 3637, 2011年6月29日づけ連邦令である(ASは、連邦法令集を意味する)。

これについては、すでに筆者による法令紹介・条文訳がある(拙稿「養子縁組に関するスイス特別法——2011年6月29日付け連邦評議会令」本誌22号, 2011年, 参照)。

他に、この法令に触れる貴重な床谷論文がみられる(床谷文雄「ヨーロッパにおける養子法の動向——スイス、オーストリア、そして新ヨーロッパ養子協定——」中川淳教授卒寿記念, 2011年, 362頁, 注15, の記述)。同稿に示される「縁組あっせん令の新法」というのは、この連邦令を意味しているのだろう。筆者・松倉の理解に誤りがなければ、本令制定「前」の「改正草案」についての言及かと思われる。

それはさておき、養子縁組令は、現行「縁組仲介令」に相応する命令である。全30か条ある。改正連邦令の条文訳は既に終えているので、新規定の概要紹介を行いたいと希望しているが、必要な文献が揃わないという状況にある。

②本稿の対象とする養育開始に関する命令 PAVO AS 2012 1415, 2012年10月10日づけ連邦令である。

旧連邦令の「養育開始令」に相応する新法である。当初は、全79か条に及ぶ第一次草案が公表されていた。当時の規則は30条であるので、草案は条数において、その倍以上の規定を予定していたことになる。

それはともかく、旧・養育子令は、76年の制定(78年施行)であるから、すでに30年以上経過している。同草案は、2つの連邦令を統一使用とするものであったが、種々の事情により成立にはいたらず、計画は破綻した。結論において、連邦司法省は、2つを別個に制定する道をとったのである。

本稿において紹介の対象とするのは、この「養育子令に関する新しい政令」である。旧養育子令について、前述したように、拙著『概説

スイス親子法』前掲235頁以下で制度の概要を扱い、291頁以下で条文訳を行っている。今回の改正でも10条以上、改正されていない条項が存在する。

③縁組についての国際条約 2008年11月9日づけ「連邦のプレスレビュー」を参照されたい。プレスレビューは、スイス司法省のホームページから、簡単にアクセスすることが可能である。国際条約の内容は、スイスのように隣国と陸続きであり、かつ外国籍の子を多く養子としている国とわが国とでは、置かれている状況が異なる。言い換えると、比較法レベルでの紹介の価値が異なる。それゆえ、その内容の紹介は、相対的にみて比較法的な意義が乏しいと思われる。筆者自身、これについては、今後も紹介の予定はない。

(4) 本稿の対象

本稿は、タイトルに示したように、とくに養子縁組を目的とした、子の養育の開始を対象とする連邦令(政令)の条文訳と簡単な解説を行うものである。施行日は、条文により違いのある部分もあるが、殆どは2014年1月1日から施行されている。

まず、制定までの歩みを示しておこう。とくに第一次草案に当たる資料が、途中で頓挫している。そのため、立法資料について、誤解を避ける必要がある。

1977年「養育子令」は、子の保護のための一里塚(マイレンシュタイン)として制定・公布されたものである。司法省の説明によれば、それ以降、子の福祉とは何をイメージする概念が問い続けられ、世話・養育の形態についても議論が多角的に展開してきたようである。

それもあって連邦評議会(わが内閣に相当)・連邦司法省は、立法過程において、家庭外での一日養育、全日養育について包括的に規定する方向に転換してきた。一日養育についての提示された規則は、各カントン、官庁、利害関係団体から提示された意見集ともいえるべき、いわゆる「意見徴集手続」での意見を重視したことを

伺い知ることができる。

意見徴集手続の内容には、立法を参考とするという本稿の意図から、本稿ではそれには踏み込まない。改正に向けての最初の議論のきっかけは、2006年1月16日づけで連邦評議会が示した「専門委員会報告」である。その後、上記した「意見徴集手続」を経て、連邦評議会は、養育子令PAVOの部分改正を決定し、規定により区別して、従来の規定を改正した部分については2013年1月1日から、完全に新設された制度の部分は、周知期間を考慮し、2014年から施行されている。

後学のため、資料について補足しておこう。

①専門委員会の報告、とくに意見徴集手続のために示されたそれについて、Das Pflegekinderwesen in der Schweiz. Juni 2005. 70S. および大統領名で公表された、Das Pflegekinderwesen in der Schweiz. Augst 2006. 8S. などがある。

②その後の、2008年以降の「意見聴取徴集手続」については、司法省が多くの「意見徴集手続集」を公表している。司法省にアクセスすれば、簡単にみることができる資料である。

③結論において、縁組に係わる連邦評議会令、すなわち「縁組の仲介ないし縁組あっせん令」と「養育子令」とを、統一的に一つの政令で規制することは断念し、従前どおり別々の政令で規制・制定することに落ち着いた。

簡略名称は、VO ueber die Aufnahme Pflegekinderと称される。前述した12年10月10日づけ政令についての同日づけ「プレスレビュー」を参照されたい。

本・連邦令では、連邦令としては珍しく、簡略な解説が公表されている。唯一ともいえる公式の資料である。その名称は、Erlaeuterungen zu den revidierten Bestimmungen der Pflegekinderverordnungと称されている。わずか18頁の小品であるが、本稿でも、これを参照した。以下では、「解説」と略記する。同資料は、コンメンタール形式で条項ごとにコメントが付されている。それゆえ、引用にさいして、解説に該当する頁数をそのつど示すことをして

いない。コメントの該当部分に、紛れが生じる恐れがないからである。

(5) 邦語文献

上記(4)での展開を筆者の邦語文献に基づいて補足しておこう。立法の過程で、2つの連邦令を統一的に規定しようとした作業が頓挫したという事情がある。それゆえ、立法の過程で公表された草案、とくに下記2009年草案の位置づけについて、わが国の読者が誤解する恐れがあるかと思われるからである。

1) 旧連邦令

本令でいう養育には、父母以外の家庭養育、1日養育、施設養育などのパターンがある。旧法下での規制の対象は、これらの状況下で子を預かる場合において、子の安全を守るための規制がされていた。これからもわかるように、わが「里子」制度よりも、規制の対象が広いといえる。

2) 第一次草案と縁組特別令

本令の第一次草案ともいべき連邦令の改正「案」は、下記タイトルにて本誌で紹介済みである。同稿では、改正案(テキスト)に加えて、簡単な解説をも付している。すなわち、拙稿「子の養育開始についてのスイス連邦令(1)・(2)完——2009年6月5日付け第一次草案について」本誌15号・16号、2010年。

上記の改正案は、全文79条にわたり、1977年公表の旧・養育開始令を全面改正する予定の改正提案であった。ちなみに、前記の「第一次草案」が公表される以前の旧「77年法」(78年施行)については、拙著『スイス親子法』信山社出版、1995年、235頁以下「養育開始令」の項に収録している。

ところが、詳細は割愛するが、要するに議論が紛糾し、前記「2009年案」の成案・制定をみることができない状況に至った。そこで、連邦政府は、前記「2009年案」の制定を断念し、下に示すように、2つの政令に分けて別個の政令として提出する方向に転換をした。本稿では、

上記の草案への言及を割愛した。本国スイスでも、将来において立法資料として引用されることはない、と予測できるからである。

その一つは、「養子縁組に関するスイスの特別法」を2012年（1月1日）に制定・施行させた（略称、AdoV）。これについては、前述したように、本誌において既に紹介済みである。拙稿「養子縁組に関するスイスの特別法——2011年6月29日付け連邦評議会令」前掲、本誌22号171頁以下、2011年。ちなみに、邦訳の原典資料である法令本体は、公式法令集AS 2011年3637頁以下、に収録されている。

今後の執筆予定につき参考のために記せば、この養子縁組令については、「婚姻」仲介（債務法で扱われている）についての規定と合わせて、後日、本誌にて紹介する予定がある。

3) 新養育子令 新しい政令として、本稿の対象とする「養育子令」が制定・施行された（略称、PAVO、フランス語表記：OPEE）。これについての「旧」法令も、筆者が邦訳している。その条文訳は、前述（3）に示している。また、改正前の「元の法令」に近いそれについては、拙著『概説スイス親子法』前掲、221頁以下で解説・収録されている。

2 新・養育開始令の条文訳とコメント

前記『スイス親子法』は単行本であり、読者が容易に見ることができないのではないと思われる。そのことを考慮して、以下の記述においては、今回改正されていない部分についても、言及している。養育子令の全体像を理解するのに必要と考えるからである。

(1) 概要

1) 家庭養育について 家庭養育について補足しておこう（簡潔には、拙著『概説』前掲247頁－249頁参照）。管轄官庁による養育開始の許可を要する「家庭養育」の養育子につき、旧規定では、「3か月を超えてまたは期間を定めず、有償または無償で、修学中のまたは満15歳未満の子

を、自己の世帯で養育しようとする者は、〔管轄〕官庁の許可を受けなければならない」と規定されていた（旧4条1項）。

新法では、若干の修正を受けている。これについては、後述する4条でのコメントを参照されたい。

2) 養育期間 許可の対象となる子は、修学中または満15歳未満の子に限られる。カントンによっては、修学期間が15歳以上または未満の場合がありうる。本令の運用では、カントン法で許可対象の子を16歳までとすることも許容されている。

期間の長さについては、3か月を超えてまたは期間を定めず、養育される子に限られる。これにも例外的な扱いが認められている。

3) 有償性 規定に明記されるように、無償か否かは、監督対象を分ける基準とは扱われないことを意味する。また、たとえば、後見人の家庭で養育される子も、監督の対象となる。

養育料については原則有償である。ただ、将来の養子縁組のために養育される場合には、養育料は無償と推定されている。

4) 離婚後 たとえば離婚後に、父母の監護権（親権）を有しない父母の下で暮らす場合には、本令の監督対象にはならない。新法は原則共同親権であるから（拙稿「共同配慮権とスイス新法」本誌31号、2014年を参照されたい）、そのような問題にはならないが、共同親権規定の制定以前から、そのように解されていた。本令は、父母以外の家庭で養育される子を対象としているからである。

5) 養育契約 養育契約が結ばれることも少なくないが、口頭でのそれが多かったようである。詳細は、拙著『概説』での記述に譲る。

(2) 邦訳の凡例

1 「条文の見出し」は、わが民法と同様に、条文の一部である。これを、原文どおり、条文本文の前に訳出している。

2 訳文中に、たとえば（〇〇条）と括弧がきで条数が示されていることがある。訳者・筆者が付け加えたものではなく、原典で明記され

ている表記である。

3 政令を紹介する原典では、改正部分しか示されていない。「改正時の」現行法を明示し、読者の理解を得やすくするため、現行規定からの〔変更なし〕と示している。

(3) 条文訳

第1章 総則

第1条（原則）

1 〔現行規定から、「変更なし」。以下、同趣旨〕 父母の家庭外において、未成年子の養育を開始するためには、本命令に従って、〔管轄官庁の〕許可を必要とし、かつ〔その〕監督に服する。

2 〔変更なし〕 許可がなされたのちに当事者が教育上、性格上、もしくは健康上、各自の任務を果たし得ないとき、または物的諸条件が〔子の養育を行うのに〕適しないことが明らかとなるときは、〔管轄官庁は〕養育を禁止することができる。

3 以下（の権限）を留保する：

- a. 両親、子ども保護官庁及び少年世話（者）Pflege（など）の権限；
- b. 〔変更なし〕 未成年者保護を目的とする結核撲滅に関する公法上の規定；
- c. 〔変更なし〕

4 学校（間）交流プログラムの世話および仲介、官庁が命じたのではない父母の家庭以外での、比較的短期間の滞在、〔など〕の枠内での仲介については、（本令で定める）なんらの許可をも必要としない。

各条文のあとに、コメントを付している。以下で示すコメントは、司法省が、成立した条文と同時に公表し、条文の付録として添付している司法省「解説」に基づいている。政令については、法律の場合と違って、その種の解説は公表されないのをスイスでの通例とする。その意味では、上記の「解説」は、唯一ともいえる公式の資料である。ちなみに、本稿で扱う「養育子」は、民法コンメンタールでも、解説がないに等しい領域である。

なお、縁組の領域では、それを目的とする固有の養子縁組令が先行して成立している（養子縁組令，AdoV）。同令は2012年1月1日法で施行されている。養育子令は、これを前提とする連邦評議会令（政令）である（簡潔には、「解説」1条前の総論説明を参照）。

その他、縁組仲介令、子の保護に係わる国際協定の発効に伴う修正がなされている（協定の内容などについては、解説1頁参照）。

〔コメント〕

第1に、条文に付記したように、1項・2項は、旧規定から変更がない。

第2に、3項a号について。新・子どもおよび成年保護法（2013年1月1日施行）によれば、後見官庁という用語が「子ども保護官庁」と変更された。この表現と整合する表現に代えられたことによる改正である。これを除けば、趣旨の変更はない。新法の概要については、拙稿「新スイス後見法、親子法——2013年1月1日施行法の邦訳」本誌25号、2012年を参照。新法に至る草案や旧法についても拙稿が存在する。前記文献の記述を参照されたい。

第3に、4項について、従前の規則によれば、家庭（による）世話の許可は、子が就学中で、かつ15歳に達していないときのみに必要であった。新養育子令のもとでは、原則として、教育の枠内で、外国籍に属する者の住居の家庭での養育については、許可が不要となった、ものと思われる。

この居住形式は、世話目的でなく、教育目的に役立つような居住形式を避けるために、新令4条1項の規則に基づいて、運用される。同4項は、学校間で行われる交換プログラムの枠内で、または短期間での養育・世話および仲介にあっては、本令の要求する許可義務が免除されることを定める。

最後に、両親の家庭の外での居住形式、たとえば、教育場所の近隣の、シュルマー家庭での週間滞在も、強化義務がないという例外扱いがなされる。この例外規制のためには、両親の家庭の外での養育が、学校や見習い修業のため

両親の家庭から遠くで宿泊する場合、未成年者が山間地域で1週間近く過ごすことも稀ではないという実態を考慮した配慮と理解されている。

第1条a（子の福祉）

1 （養育開始の）許可の付与または剥奪・取消の判断にさいし、および監督の行使にさいしては、優先的に子の福祉を考慮しなければならない。

2 子ども保護官庁は、養育家庭および施設において、下記の事柄について、配慮しなければならない：

- a. 子の権利、とくに子の年齢に応じた説明を受ける手続上の権利について；
- b. 疑問や問題解決のため信頼できる人を得られるように；
- c. 子の生活に重大な影響を及ぼす（事柄の）判断について、子の年齢に応じて関与できるよう。

〔コメント〕

指導理念が「子の福祉」であることを明示している。本令の上位法である民法の「父母の世話法」で、明記された表現である。それまでは、民法の規定上、子の福祉という概念は明記されていなかった。規定した背景には、国連「子ども保護協定」3条・12条の影響が大きいとみられている（解説3頁参照）。

解説によれば、とくに2面での配慮を要求する。

①抽象的には、養育親、施設、私的機関、個人、養育開始を提案につき、許可をする判断にさいして。

②具体的には、具体的な養育関係の開始（決定）または継続（決定）にさいして。

2項では、具体的に配慮すべき事項を例示している。

官庁の養育開始の決定に基づいて、父母の家庭から離れる子にとっては、生活環境の大きな変化をもたらすことになる。それを踏まえて、子のために留意・配慮すべき事項を具体的に定めている。

例としていえば、規定にいう「信頼できる人」について、子が良く知る人または子と親しい・仲のよい関係にある人、親族関係にある人、先生、などが例示されている。ここでの人物は、成人であって、かつ行為能力を有する人であることが前提とされる。とすれば、子と仲のよい友人などは、「信頼できる人」のカテゴリーからは除外される趣旨であろう。

2項c号との関係では、子の立場からして、「信頼できる人」の選択について意見がいろいろ、子から提案ができるような状況にあることも、配慮すべき事情・材料の一つと考えられているようである。

第2条（管轄官庁）

1 通知・報告の許可または受領について、および監督について、管轄権を有する官庁（〔以下〕官庁〔と略称する〕）は、〔下記の官庁である〕：

- a. 家庭養育、施設・施設養育、一日養育については、子が養育を開始された地の子ども保護官庁；
- b. 家庭養育において労務給付の提供については、〔労務提供の〕提供者の所在地ないし住所地に所在するカントンが定めるカントンの中央官庁。

2 各カントンは、1項aに従って、以下の任務を〔依頼する〕ことができる：

- a. 家庭養育、施設養育の範囲内で、他の適切なカントンまたは市町村の官庁に〔任務を〕委託すること；
- b. 一日養育の枠内で、他の適切なカントンまたは市町村の官庁または施設に〔任務を〕委託すること。

〔コメント〕

監督につき責任を負う主体を明記した規定がある。旧規定との関係では、後見官庁から「子ども保護官庁」に表現が変わり、家庭養育での申し出については規定がなく、報告・監督についての規定はなかった（解説4頁参照）。

2項a号 2013年「新・子どもおよび成年保護法」では、後見官庁という語に相当する官庁

は存在しない。今日では、上記の条文のように、子ども保護官庁という用語に変更されている。

2項b号 家庭養育での養育開始にさいして、すなわち養育家庭での養育地の仲介および養育の継続の申し出につき、新たに通知義務の制度が導入された（後述4条、20条a-20条f参照）。

さらにこのような活動については、相応な監督が行われる。それを実行ならしめるために、専門家を配置し、各カントンごとに中央カントン官庁が、前記の通知の受領と監督につき管轄を有することが明記されたのである。これにより、カントン内で、さらにはカントンの枠を超えて、統一的な取り扱いがなされることが期待されている（とくに通知義務については、後述20条aを参照）。

なお、上記のような官庁は、2014年1月1日までに設立を要する旨が規定に盛り込まれている（後述29条2項を参照）。

その他、管轄の問題については、「解説」の記述に譲る（解説5頁参照）。

第2条a（国際関係）

1 管轄官庁は、外国での、家族や施設での養育について期限つき養育開始を、下記の要件を満たせば、これを認める〔ことができる〕：

- a. 管轄官庁が、外国で養育される子が質問や問題を相談できる、スイスでの信頼できる人物を指定しているとき；
- b. 養育が開始される前に、国際的子どもおよび成人の誘拐についての2007年12月21日付け連邦法第2条に従って、カントンの中央官庁に子の保護について相談を求めていること、および、養育の開始について権限を有する外国官庁の同意を得ていること；
- c. 外国での養育家庭または施設は、権限を有する外国の官庁が許可について決定し、監督に服していること。

2 外国に住所を有する親族またはその両親が認めた近親者のもとで子の養育が開始されるときは、管轄官庁は、さらに子の福祉が危険ならしめられることがないようにと、管轄官庁が

前もって説明しているときは、個々のケースでの要件は、緩和されることがある。

〔コメント〕

国際関係にわたる問題であるので、「解説」に譲りたい（解説6頁-7頁参照）。

第3条（カントン法）

1 〔変更なし〕各カントンは、父母の家庭外で生育する未成年子を保護するために、本命令のほかに〔他の〕規定を定めることができる。

2 養育子制度を促進することは、各カントンに留保される：とくに

- a. 教育、教育の継続、養育親や専門家からの相談〔の態勢〕、家庭や施設での良き世話人の仲介について；
- b. 〔変更なし〕養育契約のヒナ型、ならびに申請および通知の書式を作成すること、養育料を確定するための基準を定めること、さらに父母ならびに養育親の権利義務に関するソーフレントを発行すること。

〔コメント〕

条文内容に触れる前に、条文の見出しについて補足しておく、改正条文案では「条文の見出し」への言及がない。改正条文案の最初の説明では改正予定部分のみを示すという記述がなされている。触れてないということは、見出しの改正はないと推察できる。

つぎに規定では、旧規定に比べて、2項aの表現に修正が加えられている。内容面での変更を加える趣旨ではないと思われる。

カントン法による留保、言い換えるとカントンによる規則制定権が多く残されている。スイス法の特色の一つである。統一法が制定される前にはカントン法が支配していた。統一にさいしても、国家を統治しやすくする配慮から、当初は連邦の権限が弱く押さえられていた。その後、連邦の権限が次第に拡大されているとはいえ、いまなおカントンの権限が色濃く残されている。本条は、そのような背景をもつ規定である（簡潔には、拙著『概説』前掲246頁-247頁を参

照)。

規定の仕方についていえば、単にカントンに規則制定権を留保するのではなく、カントンが制定する方向を示していることは、わが国でいえば条例制定などの立法技術としても参考に値するであろう。

第2章 家庭養育

第4条 (許可義務)

1 養育子を自己の世帯で養育することを欲する者は、下記の場合には、(管轄)官庁の許可を得なければならない：

- a. 1か月を超えて有償で子を養育する場合；または
- b. 3か月を超えて無償で子を養育する場合。

2 有償または無償にて、巡回介入の枠内で、定期的に子を養育しようとする者は、養育期間にかかわらず(前項の)許可を必要としない。

3 子が下記の(状態にある)ときでも、許可義務がある：

- a. 官庁により(施設に)子が収容された場合；
- b. 週末には養育家庭で子が過ごすのではない場合。

4 [連邦法令集 AS 2012, 1415には、4項なし]

[コメント]

すべて新設の規定であり、4項は、評議会案(草案)にはなく、議会でも削除された規定である。

「許可制」については、「はじめに」で述べた旧規定との違いを強調せよ。

許可を要する家庭養育(子)の範囲につき、旧4条1項では「3か月を超えて、または期間を定めず、有償または無償で、修学中のまたは満15歳未満の子を、自己の世帯で養育しようとする者は、[管轄官庁の]許可を受けなければならない」と規定していた。

条文のみをみるかぎり、つぎの点が変更されている。①より短い有償で1か月を超えて養育

する場合も許可の対象になる、②2項・3項では、許可義務が免除される場合が明記された。

ここで旧規定の「許可制」について補足しておこう。

許可制と、その後の監督制の法定は、旧カントン法の伝統を引き継いだ本令の特色の一つである。その基本構造は、旧令から変わっていない(以下、簡潔には、拙著『概説』前掲243頁以下を参照)。

ここでの許可を受けるべき義務は、いわゆる警察許可である。すなわち、養育子の養育の開始は、警察命令違反という状態の発生を避けるために、事前の審査と、審査結果に基づいた許可が必要とされたのである。ここでの許可というのは、許可を不要とする時点での当事者が置かれる状況の下で、養育親のもとでの養育の開始が、子の福祉の観点からみて、障害のないことを担保することを意味する(カントン法時代との違いについての説明は、前掲書の記述に譲る)。

つぎに、養育子監督の任務は、養育子を危険から守ることにある(監督について、後述10条参照)。つまり、監督権の行使が外面上は養育父母や後見人に向けられた場合であっても、養育父母に向けることを目的としているのではなく、あくまで子の福祉の担保が目的である。それゆえ、養育子監督の制度は、(養育)父母や子どもも保護官庁などの法律上の権限に干渉することを意図するものではなく、これらの者に課せられた制度目的、言い換えれば相当な場所での子の養育を防ぐことを具体化しているのである。ゆえに、たとえば監督の範囲を逸脱する処分に対しては、行政訴訟が許されている(判例あり)。

最後に、養育許可後の事情の変更については、拙著『概説』前掲245頁、および前述4条の説明に譲る。

以下の、第5条、第6条、第6条a、第6条b、第7条、第8条は、改正・変更がない。

第5条 (許可の一般的要件)

1 許可は、養育親および家族の人柄、健康、教育能力、さらには住宅事情から判断して、[養育]子の相当な養育、教育および修行を保

障し、養育親の実子の福祉を妨げないときに限り、これを付与することができる。

2 子が将来の養子縁組の目的で〔養育親のもとでの〕養育が開始されるときは、縁組につき法定の障害が存在せず、さらに一切の事情とくに養育親の動機を考慮して、養子縁組が子の福祉に役立つことが期待できるときは、許可を付与することができる。

3 とくに、下記の場合において、養親の任務の困難ならしめるおそれのある事情があるときは、将来の養育の資格に特別な留意をしなければならない。すなわち：

- a. 子と養育父母との年齢差が40歳を超える場合；
- b. 申立者が未婚またはその配偶者と共同で養子縁組することができない場合；
- c. 子とその年齢または発育状況が原因で、新たな境遇にとけ込むことが困難である恐れがある場合；
- d. 子が肉体的または精神的に障がいがある場合；
- e. 同時に複数の子が養育開始される場合。

〔コメント〕

旧規定をそのまま承継していることもあって、司法省が監修した「解説」でも説明がない。本条のように改正されていない部分は、拙著『スイスの親子法』に基づいて、簡単に素描しておこう。

(1) 家庭養育 養子縁組と最も係わりが強いのが、4条以下で扱われる「家庭養育」である。

適用対象となる子の養育期間などについては、拙著『概説』前掲247頁以下の説明に譲る。

(2) 許可の一般的要件

第1に、1項の要件は、かなり厳格な要件といえる。文献によれば、カントン法時代の経験から導かれた要件である、と説明されており、改正法でも、その理念を承継されている。比較立法の視点からみて、貴重な比較法的資料であろう（以下も、拙著『概説』前掲249頁－250頁を参照）。

第2に、子に保険を掛けるべき義務につき、

新法には規定が見つからない。どこに規定されるのか、知ることができなかった。

第3に、規定は同じだが、拙著『概説』前掲249頁では保険に触れている。

第4に、2項は仲介と係わる事項である。旧令制定のオリの「解説」によれば、承認を受けた仲介者を通じて、子が養育親の下で養育される場合は、仲介者が上記規定の中身を明らかにすることが要求されている。すなわち、旧仲介令9条によれば、仲介者は、将来の縁組にさいして標準となる諸事情を十分に審査したうえでなければ子を仲介することができない。少し補足すれば、

①審査義務は、後見官庁（いまでは子ども保護官庁）が仲介する場合でも変わりがない。その場合の調査については、旧19条で特則がみられた。

②養育開始の許可に先立ち、監督官庁または承認された縁組仲介期間が適切な方法で諸事情を審査するとされていたので（旧7条1項・2項）、前述した審査の不十分な部分を補うことができるものと期待されていた（拙著『概説』前掲250頁参照）。

第6条（養子縁組の目的での外国籍の子の養育開始）

1 それまで外国で生活してきた外国籍の子を、将来の養子縁組の目的で養育を開始するときは、養育親は、子の個性に応じて子を受け入れる用意が整っており、さらに子の年齢に応じて子の本国のことに熟知していることが必要である。

2 養育親は、さらに下記の文章を提出しなければならない：

- a. 子の健康状態についての医師による報告書；
- b. これまでの子の生活歴が知られているときは、それを述べた報告書；
- c. 子の実父母の、養子縁組についての同意〔書〕、または同意書が提出できないことについての、子の本国の官庁の説明書；

- d. 子の本国法により管轄権を有する官庁の、子がスイスで養育親に委ねられる子と認める旨の意思表示〔書〕。

3 〔前項の〕文章がスイスの公用語で記されていないときは、〔管轄〕官庁はそれに加え翻訳〔の提出〕を請求することができる。

4 養育親は養子縁組が許可されていないときでも、スイスでの子の扶養につき、自分自身と同程度の扶養を保障する旨を書面によって保証しなければならない。さらに、養育親に代わって子の扶養のために立て替えた費用を、ゲマインペーゼンに賠償しなければならない。

〔コメント〕

後述する6条bでのコメントを参照されたい。

第6条a（その他の理由での外国籍の子の養育開始）

1 養子縁組を目的としないときは、それまで外国で生活してきた外国籍の子は、他に重大な事由のあるときにかぎり、スイスでの養育を開始することができる。

2 養育親は、説明書を提出しなければならない。その説明書には、子の本国法により管轄権を有する法定代理人に対して、どのような目的で子をスイスで養育開始するかが記載されていなければならない。この説明書がスイスの公用語で記されていないときは〔管轄〕官庁は、さらに翻訳〔の提出〕を請求することができる。

3 養育親は、養育関係の進展と係わりなく、スイスでの子の扶養につき、自分自身のためと同程度の扶養を保証する旨を、書面によって保証しなければならない。さらに、養育親に代わって子の扶養のために立て替えた費用を、ゲマインペーゼンに賠償しなければならない。

第6条b（外国籍の子の簡易な養育開始）

第6条および第6条aの要件は、下記の場合には、それまで外国で生活してきた外国籍の子の養育開始には適用しない：

- a. 子の実父母がスイスでの滞在承認もしくは在留許可を得たとき；
- b. 連邦官庁の指示に基づきまたは仲介に

より、子の養育が開始されたとき。

〔コメント〕

上記の3条とも、旧規定から変更がない。

外国籍の子が養育開始される場合の扱いを定める規定である（これについては、「拙稿「概説」前掲250頁を参照）。わが国では、外国籍の子の養子縁組も、縁組を視野においた養育の開始も、極めて少ないと思われる。規定が変わっていないこともあるので、すべて拙著の記述に譲ることとする（拙著『概説』前掲250頁－251頁を参照）。

第7条（調査）

1 〔管轄〕官庁は、適切な方法で、とくに家庭訪問により、また必要に応じて専門家の意見を参考にして、諸事情を調査しなければならない。

2 将来の養子縁組をする目的で養育を開始するときは、いずれの場合でも、ソーシャルワーカーの専門家により諸事情の調査をしなければならない。〔管轄〕官庁は、上記の調査を、適当な縁組調査機関に委託することができる。

〔コメント〕

旧令と比べると、新規定も、旧規定とまったく同じである。

規定で定める調査は、原則としてソーシャルワーカーなどの専門家によって行うことを要し、人的パワーの都合上それが許されない事情がある場合にかぎって、他の機関に委託することが許される。

第8条（許可）

1 養育親は、子の養育を開始するに先立ち〔管轄官庁の〕許可を受けなければならない。

2 許可は、対象とする子を特定して、これを付与しなければならない。許可にさいして、期限を付し、負担および条件を付することができる。

3 子は、病気、事故、損害賠償に備えて、適当な保険を掛けなければならない。

4 外国籍の子の養育開始のための許可（6条・6条a）は、滞在許可が付与せられ、または

滞在承認が保証されたとき（8条b）に始めて効力を生ずる。

〔コメント〕

前述のように、旧規定から変更はない。

許可決定の前に、諸事情の調査がなされる（7条前掲）。

そのような調査の結果を踏まえて、養育開始の許可がなされる。許可にさいして条件などを付することが、明文で許されている（本条2項）。負担というのは、たとえば特定の宗教教育、学校教育の費用などをいう（拙著『概説』前掲251頁）。

許可制度は、いまだ養育子制度が浸透していなかった旧令制定当時（1977年制定）、この許可制度が子の危険を回避する有用な手段と意識されていた。そのような事情は、制定から40年近く経過した今日でも、余り変わっていないという認識があるのかと思われる。

第8条a（カントンの入国管理官庁）

1 （管轄）官庁は、養育家庭についての、カントンの入国管理官庁からの（調査）報告に基づいて、これまで外国で生活していた、外国籍の子の養育を許可する。

2 カントンの入国管理官庁は、子についてのビザまたは滞在許可の確約について判断し、同官庁の判断（結果）を報告する。

〔3項・4項は、変更なし〕

3 暫定的な許可には、期限を付し、さらに負担または条件をつけることができる。

4 子は、滞在許可が付与せられ、または滞在承認が保証されたとき（8条b）に初めてスイスでの養育親による養育を開始することができる。

5 管轄官庁は、子が〔スイスへ〕入国したのちに最終的に許可を付与するか否かを決定する。

〔コメント〕

3項・4項は、変更がない。この条項については、新法の解説にも記述がない。外国籍の子が対象である。比較法の視点からも、わが国では価値が低いと考え、解説を割愛したい。

第8条b（外国人警察）

1 〔管轄〕官庁は、それまで外国で暮らしてきた外国籍の子の養育の開始についての暫定的ないし最終的許可を、養育家庭についての報告書とともに、外国人警察に引き渡さなければならない。

2 外国人警察は、子の、滞在許可または滞在承認の保証について決定する。外国人警察は、その決定を、〔管轄〕官庁へ報告する。

3 暫定的許可が付与されたにすぎないときは、外国人警察またはその了解を得て子の本国でのスイスの代表機関は、滞在許可または滞在承認の保証を、下記の事項を上記の機関が確認したのちに始めて発行することができる：

- a. 第6条第2項による文書が存在すること；
- b. 負担または条件が満たされているということ；
- c. 養育親が当該子の養育の開始を、書面により同意したということ。

4 養育親は、子が〔スイスへ〕入国したのち遅滞なく〔入国した旨を〕官庁に報告しなければならない。

〔コメント〕

前条と同様に、この条項については、新法の解説にも記述がない。外国籍の子が対象である。比較法の視点からも、わが国では価値が低いと考え、解説を割愛したい。

第9条（事情の変更）

1 養育条件に関して、重大な事情変更が生じたとき、とくに、住所の変更、養育関係の解消、および子の新所在地の知れているときは、養育親は、遅滞なくその旨を〔管轄〕官庁に通知しなければならない。

2 養育親は、法定代理人または養育を命じたもしくはこれを処置した人に対しては、重要な出来事を報告しなければならない。

〔コメント〕

旧規定に比べて、表現を含めて、その趣旨はまったく変更がない（旧9条参照）。「とくに」と表現していることから推察できるように、明示

される項目は例示である。通知・報告を要求するのは、養育子監督を実効ならしめる趣旨であろう（これについて簡潔には、拙著『概説』245頁を参照）。

第10条（監督）

1 官庁の専門家は、必要に応じて、少なくとも年に一回、養育家庭を訪問し、訪問（の結果）について記録する。

2 前項の専門家は、養育関係の継続のための要件が充足されているか否かを吟味する。専門家は、必要に応じて養育父母に助言を与える。

3 官庁は、子の法定代理が適法に行われているかを、および子の生活に重大な影響を及ぼす（事柄につき）子の年齢に相応した判断がなされているかについて、監督する。

4 〔変更なし〕〔管轄〕官庁は、子の法定代理人が規則にしたがって行動しているかを監督する。

〔コメント〕

本条は、1条1項で規定される「監督」の中身を具体的に規定するものである。すなわち、養育子は、管轄官庁の監督に服する。その内容は、①官庁の選任した専門家が養育家庭を訪問し、訪問について記録を残す、②専門家が、養育継続のための要件が具備されているかをチェックし、必要に応じて養育父母に助言を与える、③養育父母による代理権行使の適否、さらには子のために適切な判断がなされているかをチェックする、などである。このような業務内容は、旧養育子令が制定される以前からの、カントン法の下での実務経験を踏まえた規則のようである。

これに関して、監督業務は無償が原則であるが、例外的に報酬を徴集することが認められている（旧25条1項）。

現行法に比べると、4項以外は旧規定（同10条）を少し修正しているが、本質的な違いはないと思われる。強いていえば、監督の必要性が乏しい場合には、訪問を中止することができる旨を明記していたが（旧3項）、新規定では、そのよ

うな規定を削除している。日常的監督は養育家庭にとっても負担があることに配慮したものであり、その結論に賛同する意見もみられたが（拙著『概説』252頁参照）、今回の改正の理由は資料からは、定かではない。

第11条（許可の取消）

1 前項の要請が効果がないときは、住所地の、または子の滞在地（を管轄する）子ども保護官庁に報告する。

2 遅滞すると（子に）危険があるときは、官庁は、子ども保護官庁からの通報を待ち、子を（養育家庭から）引き離し、別の場所に子を移動させる。

3 〔変更なし〕危険が切迫しているときは、官庁は、その旨を子の住所地のおよび滞在地の後見官庁に通知するとともに、子を〔養育親のもとから〕引き離し、子を一時的に他所で養育する。

〔コメント〕

本条につき、拙著『概説』251頁「取消」についての記述を要約しておこう。

第1に、旧規定に比べて、2項・3項は内容面での変更がない。しかし、旧1項では、「法定代理人、または養育を命じたもしくはこれを処置した者との協力によっても、欠陥または困難が除去されず、かつその他の救済措置が無益と思われるときは、官庁は、〔養育子の養育の〕許可を取り消すとともに、（以下は新令1項前段と同趣旨）」（旧1項前段参照）と規定していた。取消は義務と解されている。

削除理由の詳細については「解説」の説明に譲る。

第2に、上記の規定は、許可の取消後、官庁などがとるべき措置を定めたものと解される（詳細については、拙著『概説』251頁以下を参照）。

最後に、付言すれば、3項の措置は、極めて例外的な措置と理解されている。

第3章 1日養育

第12条〔欄外テキスト、筆者注〕

〔変更なし〕1 12歳未満の子を、報酬をえ

て、規則的に1日中、自己の世帯で世話しようとする者は、その旨を〔管轄〕官庁に届け出なければならない。

2 〔前項の世話に関する〕官庁の監督は、家庭教育に関する規定（第5条・第10条）に従う。

3 欠陥または困難を除去するためのその措置が奏功しなかったとき、または初めから不十分と思われるときは、〔その旨の子を〕法定代理人へ通知するとともに、官庁は、養育親に対して他の子を養育することを禁止する。

〔コメント〕

解説ではコメントがみられない。主な種類の養育、すなわち「家庭養育」、「1日養育」、「施設養育」ごとの規制対象の違いについては、拙稿「概説」244頁を参照されたい。

第4章 施設養育

第13条（許可制）

1 〔変更なし〕下記の目的で施設を営むには、〔管轄〕官庁の許可を受けなければならない：

- a. 看護、世話、教育、観察または治療の目的で、一日中、または夜間、多数の未成年子を世話しようとするとき；
- b. 通例一日中、満12歳未満の多数の未成年子を世話しようとするとき（託児所等の施設）。

2 下記の場合には、許可（をうけるべき）義務が免除される：

- a. 〔変更なし〕 学校立法、健康立法、社会救済立法により、特別監督に服する、カントンの、市町村は公益目的を有する私立施設；
- b. 〔削除〕 疾病保険の枠内で、社会保険を監督する連邦局の許可した特殊学校；
- c. 〔変更なし〕 休暇中の林間学校または合宿生活。ただし、これと異なるカントン法の規定が存するところのきりではない；
- d. 〔削除〕 修学義務を終えた未成年子のために、カントン法により指定され

た施設。

〔付記〕これに続くc号とd号は、草案では条文が示されていない。

3 〔変更なし〕 未成年子の養育は、許可が付与されたのちでなければ、これを開始することはできない。

4 養育家庭において（子が）労務の提供を行う施設については、その他に第20条aから第20条fまでの規定を適用する。

〔コメント〕

解説によれば、2項のb号・d号は、今日では意味を持たないゆえ、削除された。

他方、4項は、今回の改正で新設された20条a以下の規定、すなわち労務の提供に関する規定を適用させるために起こされた規定である。監督の強化が目的である。

第14条、第15条、第16条の規定は、改正・変更がない。

第14条（許可申請）

1 許可申請書には、評価に適する事項、とくに下記の事項を明記しなければならない：

- a. 〔申請の〕目的、法的形態および施設の財政基盤；
- b. 養育対象となる未成年の人数、年齢、性別、必要な場合には、教育計画または治療設備；
- c. 指導者の経歴およびその教育歴、協働者の人数およびその教育歴；
- d. 居住室、教育室、娯楽室の配置及び設備。

2 施設の所有者が法人であるときは、〔当該法人の〕定款を添付し、その諸機関を提示しなければならない。

3 〔管轄〕官庁は、書類の提示およびその他の適切な報告を請求することができる。

〔コメント〕

許可申請などを規定する14条－16条については、改正がないので、解説でのコメントはみられない。拙著『概説』で比較的詳しく説明しているので、詳細については、それに譲ることとする。

養育子制度は、養育開始にさいする許可と、その後の監督を柱とする。すなわち、1条では、「父母の家庭外において、未成年子の養育を開始するためには、本命令に従って、〔管轄官庁の〕許可を必要とし、かつ〔その〕監督に服する。許可がなされたのちに当事者が教育上、性格上、もしくは健康上、各自の任務を果たし得ないとき、または物的諸条件が〔子の養育を行うのに〕適しないことが明らかとなるときは、〔管轄官庁は〕養育を禁止することができる。」、と。

本条は、許可を求める申請書に明記すべき事項を定めたものである。管轄官庁には、これに必要な書式が常備されているのであろう。

つぎに15条に定める許可の要件の前に「許可の一般的要件」が5条に定められている。ここでは、主に養育する側の養育親についての要件が中心事項である。これに対し15条の許可要件は、5条に定める要件に加えて、養育するために必要な人的・物的な要件などを明記している。内容面では、旧規定をそのまま承継している。条文が具体的であるので、特別の説明は必要としないであろう。

さらに、16条によれば、許可する相手は、施設の責任者や施設の経営者である。施設の経営者が代われば、新たな許可が必要であることは、当然のことであろう（3項参照）。許可に期限を付すかどうかは、許可にさいして判断されるのであろう。

第15条（許可の要件）

- 1 許可は、つぎの要件を満たすときにかぎり、これを付与することができる：
 - a. 未成年子の肉体的、精神的成長を促進する世話が保障されると思われるとき；
 - b. 指導者およびその協働者が、その任務を遂行するに適する人格、健康、教育能力および教育歴を有し、さらに、世話すべき未成年子を世話するに足りる共働者の人数が確保されているとき；
 - c. 健康かつ多様な栄養および医学的な監

視〔態勢〕が配慮されているとき；

- d. 衛生および火災防備に必要な配慮がされているとき；
- e. 施設の財政的基盤が健全なとき；
- f. 未成年子用の、適切な疾病保険、事故保険、賠償保険が保障されているとき。

2 官庁は、許可付与に先立ち、適切な方法、とくに訪問、会談、照会の方法により、また必要な場合には専門家に依頼して、〔前項の〕諸条件が充足されているか否かを調査する（ことができる）。

〔コメント〕

14条に示した前述コメントを参照。

第16条（許可）

1 許可は、施設の責任者たる指導者に付与され、場合によっては、〔施設の〕所有者に対し通知される。

2 許可にさいし、養育可能な子の人数および種別を確定する。許可は、審査〔結果〕に基づきこれを付与し、期限を付し、負担または条件を付すことができる。

3 責任者たる指導者が交代したときは、新たに許可を受けなければならない。

〔コメント〕

前記14条に示した前述コメントを参照。

第16条a（養育（地）の変更）

1 施設は、次のときにかぎり、養育家庭に、または他の施設に、子を移送させることができる：

- a. 養育家庭または他の施設が〔移送の〕許可があり、かつ監督に服するとき；
- b. 養育を施設に委ねた人または官庁が、子の移送に同意したとき；
- c. 子がその年齢に応じた判断につき適切に関与していたとき。

2 （子を）外国に移送するときは、その他に第2条aを適用する。

3 規則的な週末養育および休暇中養育についても、1項および2項を適用する。

〔コメント〕

この規定により、外国への移送（本条2項を参照）を除けば、施設からの移送が限定的であることが明らかとなる。すなわち、新しい養育地につき許可がなされ、監督に服するとき、ほか1項に明記される場合に限られることになる（解説でその旨が明記される）。

外国へ移送される場合には、本条2項により、2条aが適用されるので、許可される要件が明確化されることになった。

最後に、規則的な、週末養育や休暇中の養育についても、本条2項・3項が適用されることが明確化された。

下記の第17条、第18条、第19条の規定は、変更がない。

第17条（未成年子の名簿）

1 養育対象となる未成年子に関して、下記の事柄を明記した名簿を作成しなければならない：

- a. 未成年子およびその父母の経歴；
- b. 従前の滞在地；
- c. 法定代理人および養育を明示またはこれを処置した人の名前；
- d. 〔施設への〕入寮および退寮の日付；
- e. 医師の所見および処方；
- f. 特別の出来事。

2 子を一日だけ養育するにすぎない施設の場合には、子および父母のまたは養育親の経歴を、記載すれば足りる。

〔コメント〕

未成年者についての17条－19条の規定は、今回の改正対象ではない。それゆえ、解説でのコメントはみられない。

養育の対象となる養育子に係わる名簿を作成する義務を課すものであり、きわめて当然の定めであろう。規定の内容も具体的であるので、比較法上の参考となるであろう。

第18条（事情の変更）

1 施設の指導者、および場合によってはその所有者は、施設の設備または活動に関して、重要な変更を意図するときは、とくに事業の拡

張、移転、中止も含めて、適時にあらかじめ〔管轄〕官庁に報告しなければならない。

2 その他、未成年の疾病または安全、とくに重病、事故、死亡に関するあらゆる特別な出来事についても、〔前項と同様に、官庁に〕通知しなければならない。

3 未成年子の福祉が継続的に保障される場合にかぎり、許可はその効力を有する。必要な場合には、官庁は、許可〔内容〕を変更し、新たな負担や条件を付することができる。

〔コメント〕

許可後の事情の変更については、拙著『概説』245頁で簡潔に紹介している。規定も旧令から変更がなく、内容も具体的である。概要を示すという本稿の目的からすれば、特段の説明を要しないであろう。

第19条（監督）

1 専門知識を有する官庁の代理人は、必要に応じて、しかし少なくとも2年に1度は、各施設を訪問しなければならない。

2 〔管轄〕官庁は、個々の事例に適した方法で主に対話によって未成年子の〔置かれている〕状況および世話〔の内容〕について、判断を得るべく努力する任務を負う。

3 〔管轄〕官庁は、許可付与の要件が充足されているか否か、および許可付与にさいして命じた負担および条件が厳守されているか否かを、監視しなければならない。

〔コメント〕

旧規定からの変更はない。それゆえ、解説でもコメントがなされていない。前述した制度紹介のおり、および拙著『概説』243頁以下でも、簡潔にふれているので、説明はそれらに譲ることとする。

第20条（報告義務）

1 〔変更なし〕 専門的知識を有する補助者の助言または調停によって、欠陥を排除できないときは、官庁は、〔その旨を〕施設の所有者へ通知するとともに、遅滞なく欠陥を除去するために必要な予防措置を講ずべき旨を、施設の

指導者に勧告する。

2〔変更なし〕官庁は、施設を特別監督に付し、特別監督に関する特則を定めることができる。

3 前項の措置が功を奏しないとき、または措置が本来的に不十分と思われるときは、〔管轄〕官庁は、許可を取り消す。〔管轄〕官庁は、施設を閉鎖するために必要な命令を適時に出し、必要な場合には、未成年子の〔他の施設などへの〕収容を支援する。遅れば危険があるときは、遅滞なく必要な措置をとる。

〔コメント〕

旧規定と比べると、許可の取消に関する3項についてのみ解説のコメントがみられる。改正されたのは3項のみである。養育される子の福祉に危険がおよぶ可能性が生じているので、養育許可を取り消すことができる旨が明記されたのである。

第4章 a 家庭養育における労務の提供

第20条a（通知義務）

有償または無償の労務給付を提供する者（提供者）、とくに下記の者は、カントンの中央官庁への届出義務を負い、かつその監督に服する：

- a. 未成年子のために養育家族に養育場所を仲介した者；
- b. 社会的教育を伴う養育関係を提供する者；
- c. 養父母に、教育または継続教育を行う者；
- d. 養育子のために相談または治療を行う者。

〔コメント〕

第4章で扱われる本条以下の諸規定は、労務提供（者）に係わる定めを規定している。解説でも明記されるように、旧法下では、労務提供に関する規定は存在しない（解説13頁がその旨を明記する）。カントンレベルでは、前述したように、「各カントンは、父母の家庭外で生育する未成年子を保護するために、本命令のほかに〔他の〕規定を定めることができる」旨が明記

されている（本令3条1項）。本条以下の規定は、解説によると、それとは別に、労務提供に関して、連邦レベルでの規則を定めたものと理解されている。

本条は、管轄権を有するカントンの中央官庁への労務提供者の通知義務を定める。

まず、通知義務を負うのは、有償であるか無償であるかを問わないという趣旨である。ここで有償というのは、必要費用の補償を意味するのではなく、家庭養育の枠内での労務給付をしたことについての補償を意味している。

ついで、通知義務の主体は各号に具体的に明記されているので、規定の解釈において誤解が生ずることは殆どないものと思われる（詳細については、解説13頁を参照）。

〔付記：本条以下、新設規定である〕

第20条b（報告）

1 労務給付の報告・申請は、少なくとも下記の項目と添付書類を必要とする：

- a. 法人、規約、機関であるときは、その目的及び法的形態、法人であるときは、規約、組織；
- b. 〔養育子に〕労務給付させることを認められた人のパーソナリティおよび職業上の資格；
- c. 業務を執行する者の違反歴および、労務給付させることを認められた者と施設の開業のさいに、および施設の営業中は、毎年適切に審査することと、その説明；
- d. 給付される労務提供のコンセプト；そのコンセプトでは、とくに労務給付のための、十分な人的及び経済的資力が存在することが明示されていなければならない。

2 報告は、活動が開始された後、3か月以内に、行わなければならない。

〔コメント〕

本条は、労務給付に係わる報告書の提出および書類に記載すべき事項を明記する。

規定の内容は、他の定めと同様に、かなり具体的である。「少なくとも」列挙される項目に

つき報告すべきと定めるから、所定の書式では、それに対応した記述がなされるものと思われる。要求される項目は、子の保護の視点からの列举であるとされる（解説14頁参照）。

たとえば、解説が明記する例によれば、家庭養育の領域での労務提供の領域で、子との接触において、これまで性的な刑罰行為を犯した前歴のある者などとの接触を避けさせる意図が伺われる（解説14頁参照）。この目的を担保するために、業務執行者は、協働者、協力者について、それらの者の性犯罪記録を毎年調査すべき旨が記述されている。

第20条c（事情の変更）

1 労務提供者は、活動についての重要な変更、とくに報告義務に係わるそれを（管轄）官庁に、遅滞なく報告し、その要請がなくとも報告しなければならない。

2 とくに下記の事項を報告しなければならない：

- a. とくに報告義務の対象となる、状況、機関、活動、およびコンセプトについての重要な変更；
- b. 業務を執行している人についての変更；
- c. 活動の拡大、延期、停止（について）。

〔コメント〕

本条は、労務提供に関して事情の変更が生じたさいの報告義務を定めている。

解説でも特別なコメントはみられない。

第20条d（一覧表の作成）

1 労務提供者は、下記の事項について、一覧表を作成しなければならない：

- a. 労務提供者が協働している養育家庭、および、養育家庭のもとに労務提供者を養育地に仲介した〔者について〕；
- b. 養育地に子を仲介した〔者について〕。

2 一覧表には、少なくとも下記の項目が含まれていなければならない：

- a. 養育父母のパーソナリティ；
- b. 子のパーソナリティ；

c. 子の父母のパーソナリティ；

d. 養育（開始）の日付、養育地を変更した日付、他人のもとでの養育の終了。

3 活動に、第20条aのbからdまでの規定による労務給付を含んでいるときは、一覧表には、さらに次の項目を含んでいる必要がある：

- a. 養育地または世話の状況に関連する、医学的な所見および指示；
- b. 特別な出来事；
- c. 世話されている子の生活に重大な影響を及ぼす決定、およびそのような決定についての意見。

4 一覧表は、毎年、（管轄）官庁に送達しなければならない。

5 （管轄）官庁は、その他に、証拠書類（の提出）および情報（の提示）を請求することができる。

〔コメント〕

本条は、労務提供に関連する一覧表に記載すべき事柄を法定している。

まず、1項・2項・4項について、毎年の報告義務がある（解説15頁がこれを明言）。

ついで、労務給付が含まれる養育関係の場合には、さらに3項の項目も、一覧表に記載すべきである（簡潔には、解説15頁を参照）。

それに加えて、本令に明記される以外の証拠書類などの追加の情報の提供が要求される場合がある（5項）。解説によれば、後述する20条e2項の「決定」を行う参考となる情報を提供させることが、その主なものと解されている。

第20条e（監督）

1 〔管轄〕官庁は、毎年、労務提供（者）の一覧表、および場合により、その他に〔提出を〕要求した事柄を調査・検討する。（管轄）官庁は、監督活動について記録を作成する。

2 〔管轄〕官庁は、適当な方法で、とくに外観、協議、紹介、行った活動についての決定について、意見を記録する。

〔コメント〕

本条は、労務提供に係わる監督と、監督活動について記録作成義務を法定している（詳細に

については解説16頁－17頁を参照)。

まず、労務提供（者）に係わる情報、追加提供させた情報について、それを調査・検討すべき義務があり、さらに監督活動について活動記録を作成すべき旨を定めている。

ついで、養育対象とされる子の福祉が危険にさらされている場合には、適切措置、労務提供活動の停止命令、などが行われることが予定されている（20条fを参照）。

第20条f（監督〔に関連する〕処分）

1 〔管轄〕官庁が、その〔権限の〕枠内で、活動の行使のさいに、養育される子の福祉に危険を及ぼしうる欠陥を確認したときは、適切な措置を命じる（ことができる）。

2 労務提供者が、〔管轄〕官庁の指令に従わず、それにより養育子の福祉に危険となったときは、〔管轄〕官庁は、活動の行使を一時的に停止させることができる。

3 この措置は、労務提供者が〔管轄〕官庁に対して、確認された瑕疵を除去する旨を提示できないときも、適用される。

4 〔管轄〕官庁が活動の行使を停止したときは、同官庁は、〔その旨を〕下記の者に知らせる（ものとする）：

- a. 労務提供者と協働する養育家庭に；
- b. 当該子ども保護官庁、または、官庁の指示のもとに養育が開始されていた場合には、親権者または監護者；
- c. その他の、カントンの監督官庁に。

〔コメント〕

本条は、前条に定められた監督活動にさいして、必要な場合には、監督官庁が所定の措置を講ずる権限を有することを明記している（簡潔には、解説16頁以下を参照）。

第5章 手続

第21条

1 〔管轄〕官庁は、次の記録を作成する：

- a. 〔変更なし〕家庭教育の子については、子および養育親の経歴、養育関係の開始日、訪問の結果、および〔措置をな

したときは〕その措置の結果；

- b. 〔変更なし〕1日養育親については、養育親の経歴、教育経歴、訪問の結果、および〔措置をなしたときは〕その措置の結果；
- c. 〔変更なし〕施設〔養育〕については、指導者の、場合によっては施設所有者の経歴、未成年子の数、訪問の結果、および〔措置をなしたときは〕その措置の結果；
- d. 養育家庭での労務給付の労務提供者について、次の事柄〔の内容〕を付して；業務を行う者のパーソナリティ、協働している養育父母のパーソナリティ、養育地を仲介されたまたは養育が開始された子のパーソナリティ、監督活動の結果および、場合により〔とられた〕措置〔などについて〕。

2 〔変更なし〕カントン法において、その他のデーターの提出〔義務〕を定めることができる。

3 〔変更なし〕連邦司法・警察は、養育子に関する統計調査表の作成方を命じ、さらに必要な規定を定めることができる；連邦統計局は、調査を行うものとする。

〔コメント〕

手続に係わる規定については、解説でのコメントはみられない。

まず、管轄官庁は、養育状況につき、所定の記録を作成すべき義務がある（以下、拙著『概説』252頁を参照）。記録すべき内容は、養育のパターン、家庭養育か1日養育か、により異なる。

記録作成義務の名宛人は、管轄官庁である。もっとも、現実に養育家庭などに訪問するのは、委託された監督者ないし専門官である。監督者は、必要に応じて、少なくとも年に一回、養育家庭を訪問し、訪問（の結果）について記録する。また、養育関係の継続のための要件が充足されているか否かを吟味する。監督者は、必要に応じて養育父母に助言を与える（本令10条前掲を参照）。

さらに、連邦司法省は、養育子に関する統計

調査資料を作成すべきものとされる。最も有名な資料である「スイス統計年報」では、これについての統計を見ることができなかった。同資料は、インターネットでは公表されていないものと思われる。ちなみに、養育子は6万人－10万人程度存在するようである。

第22条（守秘義務）

1 「変更なし」養育子の監督に関与したものは、第三者に対して、秘密を厳守しなければならない。

2 「変更なし」子が養育家庭以外で養育されていることを官庁が知ったときは、官庁は、子の養育地を管轄する官庁に〔その旨を〕通知する。養育家庭が転居したときも、同様である。

〔コメント〕

本条につき、解説でのコメントはみられない。

1項にいう「養育子の監督に関与した者」とは、この領域で公的な権限を行使する人、および刑法110条4号により公務員と見なされる人を指す。したがって、そのような公務員が、刑法上、職務上知り得た事柄について守秘義務を負うことになる（刑法320条。拙著『概説』253頁を参照）。

他方、養育親は、刑法上の守秘義務を負わないが、かつては旧民法28条の守秘義務には服すると解されていた。

第23条（報告）

1 市町村の住民監督局は、〔管轄〕官庁に、父母のもとで生活していない、新たに引き取られた未成年者〔の存在〕を報告する。

2 「変更なし」子が養育家庭以外で養育されていることを官庁が了知したときは、官庁は、子の養育地を管轄する官庁に〔その旨を〕報告する。養育家庭が転居したときも、同様である。

〔コメント〕

新たに養育地での未成年者の養育開始には許可が必要である旨を、明記しているに過ぎない。

ちなみに、解説では、「1条4項に留意すべし」とだけ記されている。4項によれば、「学校（間）

交流プログラムの世話および仲介、官庁が命じたのではない父母の家庭以外での、比較的短期間の滞在、〔など〕の枠内での仲介については」、養育許可を受ける必要がない旨が規定されている。

その他、養育関係の把握については、別書の記述に譲る（拙著『概説』253頁以下を参照）。

下記の第24条、第25条、第26条は、変更がない。

第24条（法律上のおよび行政上の共助）

養育子監督の委託を受けた官庁、および子の保護について責任を負うその他の官庁は、相互に、職務共助および行政共助を行う。

〔コメント〕

改正がなされていないので、解説でのコメントはみられない。官庁間での共助義務を定めた規定であり、スイスでは、特段の説明も要しないということなのであろう。

第25条（無償性）

1 「管轄」官庁は、養育の諸条件が、反復してかつ重大な異議の対象となるときにきざり、家庭教育関係および一日養育関係の監督につき、報酬を徴収することができる。

2 付加的に官庁が支出した立て替え金は、第三者による労務のための費用と同様に、申請者の負担とすることができる。

〔コメント〕

改正がなされていないので、解説でのコメントはみられない。要した費用につき、申請者の負担となる場面を限定していると解されよう。

第26条（〔違背行為に対する〕サンクション）

1 本命令から生じる義務または本命令に基づいてなされた処分から生じる義務に、故意または過失により違背した者に対しては、〔管轄〕官庁は、1000フラン以下の過料に処す〔ことができる〕。

2 過料が宣告されたにもかかわらず、なお故意または過失により、本命令またはこれに基づく個々の処分に違背したものに対して、20フ

ラン以下の過料を課すことができる。

3 官庁または公務員は、本命令に違背する活動を了承したときは、これを遅滞なく官庁に通知しなければならない。

〔コメント〕

改正がなされていないので、解説でのコメントはみられない。

第27条（異議申立ての手續）

1 子ども保護官庁が、本連邦令に基づいて行った処分は、管轄裁判所への異議申立ての対象となる（民法450条）。

2 〔変更なし〕官庁がその権限をその他の機関に委託したときは、異議申立〔手續〕はカントン法にしたがう。

〔コメント〕

改正された1項について、解説でのコメントがあるが、官庁等の行った処分については、異議申立てが可能であることは、従前から存在する規定である。当然のこととして、そのような場面について、各カントンで規定があるということであろう。

第6章 最終規定

第28条〔変更なし〕

第28条（従前の養育関係の存続）

1 1977年12月31日までに、従前のカントン法に基づき付与された許可が、本命令に規定される許可に相応するときは、その効力を保持する。必要な場合には、そのような許可は、1977年12月31日までに新法に適合されなければならない。

2 いずれの場合でも、監督は本命令に従う。

3 従前の法に基づいて、許可を受けていない養育関係については、1978年6月30日までに許可申請をしなければならない。改正法の規定する届出についても、同様である。

〔コメント〕

本条については、スイスでの施行に係わる規定であって、特段の説明を要しないであろう。

第29条（カントン法の廃止）

1 父母の家庭外で生活する未成年子の保護

に関するカントン法の規制は、連邦法上別段の定めがない限り（民法施行規則51条）、本命令の施行にともない、その効力を失う。

2 父母の家庭外で生活する未成年子保護の組織に関するカントン法の規則は、各カントンがこれと異なる定めをしないかぎり、その効力を保持する。

3 家庭内での世話につき役務給付の提供者は、居住地または住所地のカントンの、この官庁の指定する時間での活動を、届け出なければならない。

〔コメント〕

解説ではコメントがみられない。この規定も、一種の施行規定である。

第29条a（施行規則）

1 〔邦訳省略、下記の「補足」を参照〕

2 第2条1項bに定める官庁は、2014年1月1日までに定めることを要する。

「補足」

新・規定の施行について補足しておこう。

1 明記される規則によれば、上記の改正規定は、下記の2の条項を除き、2013年1月1日から施行される。

2 第20条a―同条fまでの規定は、2014年1月1日から施行される。

後者2の規定は、新設規定にあたるから、周知期間を長めにしたのであろう。

〔2016年1月20日脱稿〕

